

第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 検査・監督のあり方の見直し

I 金融モニタリング有識者会議の設置

金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった金融危機の時代の優先課題に対応するため、法令遵守状況の事後的なチェックや資産査定を中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。

金融庁はこれまでも、個別資産査定については金融機関の判断を尊重して事業を見た融資への転換を促進すること等に取り組み、その考え方を金融行政方針等で逐次示してきたが、一方で、見直しの全体像を十分に整理された形では提示できていない状態にある。

このため、新しい金融モニタリングの基本的な考え方や手法等について、有識者を交えて議論・整理するため、2016年8月、「金融モニタリング有識者会議」を設置した。

II 有識者会議報告書について

本会議では、平成28事務年度(全6回)にわたって、新しい検査・監督の目指すべき方向や、そのために対応すべき課題について議論が行われ、その結果は、2017年3月に「検査・監督改革の方向と課題 ー金融モニタリング有識者会議報告書ー」として整理・公表された。本報告書は、以下の3点を今後の目指すべき方向とした上で、検査・監督手法の見直し、組織・人材・情報インフラの整備、検査マニュアル・監督指針等の抜本的見直し等の課題に対応すべきであるとしている。

1. 金融行政の目標との整合性確保

金融行政の究極的な目標を、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に寄与すること」と位置づけ、①金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立、②利用者保護と利用者利便の両立、③市場の公正性・透明性と市場の活力の両立を実現することを通じて、その実現を目指す。

2. 検査・監督の重点領域のシフト

金融機関の最低限の健全性確保や法令遵守等の最低基準の充足が概ね実現するとともに、人口減少や高齢化等の進行、国内市場の縮小、世界的な低金利環境の継続等、金融機関を取り巻く環境は変化している。金融行政の目標を達成するには、「金融仲介機能の発揮」や「利用者利便」という目標につ

いても重点を置く必要がある。このため、「金融機関が多様で主体的な創意工夫を通じてより高い水準を目指す努力を行うよう促すための対話(ベスト・プラクティスの追求に向けた対話)」や、「金融機関が将来的に最低基準に抵触する蓋然性の度合いに応じて、ビジネスモデルの持続可能性や経済・市場の状況に大きな変化があった場合の健全性への影響等についての対話(動的な監督)」が重要となっている。

3. 「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へ

従来の検査・監督手法を機械的に継続する場合には、「形式への集中」、「過去への集中」、「部分への集中」といった副作用が発生するおそれがある。「形式・過去・部分」なしには「実質・未来・全体」は把握できないが、金融行政の目標を達成するためには、「形式から実質へ」、「過去から未来へ」、「部分から全体へ」と、検査・監督の視野を広げていくべきである。

Ⅲ 今後の取組み

金融庁としては、当該報告書を踏まえ、新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していくとともに、検査・監督手法、検査マニュアル・監督指針、組織のあり方等について、幅広い関係者との議論・対話を進め、今後具体的な施策を検討していく。

第2節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

I 経緯等

金融庁では、検査・監督両局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。平成28事務年度は、27事務年度に引き続き、検査局・監督局に加えて企画部門や国際部門等を含めた金融庁全体の方針として、「平成28事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

II 金融行政方針に基づく28事務年度のモニタリング

第1部第2章第1節で記載した通り、金融行政方針では、

- ① 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立
- ② 利用者保護と利用者利便の両立
- ③ 市場の公正性・透明性と市場の活力の確保の両立

を図ることにより、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生が増大がもたらされることを目指して金融行政を行うこととしている。

これを踏まえ、金融仲介機能の質の向上や金融システムの健全性維持といった観点から、金融モニタリングにおいては、具体的に以下の重点施策を実施した。

1. 預金取扱金融機関

（1）金融仲介機能の質の向上

- 「金融仲介機能のベンチマーク」（平成28年9月15日公表）等の客観的指標を活用しつつ、経営陣との深度ある対話を実施。こうした対話を通じて、事業性評価に基づく融資といった金融仲介機能の質の向上に向けた金融機関の取組みについて、ガバナンスや業績目標・評価、融資審査態勢等を含めその実態を把握。
- 金融機関の取組みが顧客企業からどのような評価を受けているかについて、企業アンケート調査により実態把握。
- 良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を実現する観点から、優良な取組みを組織的・継続的に行っている金融機関に対する表彰制度の検討を開始。

（2）金融システムの健全性維持

- マクロプルーデンスの観点から、市場分析とオン・オフ一体によるモニタリングを通じて、金融セクターに内在するリスクをフォワードルッキングに分析し、金融庁全体としてモニターすべきリスクの所在を特定。
- 国内で活動する金融機関については、人口の減少や低金利環境の継続等

により経営環境が厳しさを増す中、特にビジネスモデルの持続可能性に大きな課題が認められる場合に、社外取締役を含む経営陣と深度ある対話を行い、課題解決に向けた対応を促す。

- グローバルに活動する金融機関については、経済・市場環境の変化に対応した、より機動的な海外与信の管理や、より安定的な外貨調達の実現に向けての対話を実施。

2. 保険会社

- 少子高齢化の進展、貯蓄・投資手段の多様化、低金利環境の継続等、保険業を取り巻く経営環境が大きく変化しつつある中、こうした環境変化が生命保険会社の経営にどのような影響を与えるか、ビジネスモデルが顧客のニーズに応えつつ持続可能なものになっているか実態を把握。
- 保険会社はその収益構造やリスク特性等を変化させる中で、高度なリスク管理に支えられたリターンの向上等を通じてビジネスの持続可能性をどのように確保しているか、統合的リスク管理の状況について実態を把握。
 - 昨事務年度に実施した M&A 事例を題材とした大手生損保各社のガバナンスの発揮状況の検証のフォローアップを実施。
- 顧客本位の業務運営の浸透・実践の観点から、代理店チャネルによる保険販売等の実態を把握。
- 平成 28 年 5 月に施行された改正保険業法を踏まえ、保険募集人における顧客本位の取組みが行われているか確認。

3. 金融商品取引業者等

- 大手証券会社グループについて、ビジネスモデルの持続可能性を確保するため、自社の強みと弱みを的確に分析した上で、市場・景気変動や経営環境の変化を捉えた重要なビジネス戦略の機動的な見直しや、それらに対応したリスク管理ができていくかについて、深度ある対話を実施。
- 大手証券会社以外の証券会社について、経営環境の不確実性が高まる中、収益構造等の分析を深め、将来の経営状況や投資者保護のための態勢整備の取組みについて対話を実施。

第3節 業態横断的な金融モニタリング

I マクロプルーデンス

金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。このため、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要である。

金融システム健全性維持の観点から、マクロ経済・市場動向や金融機関を含む市場参加者の動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析した。加えて、当該分析結果を基にしたオンサイト・オフサイトのモニタリングを通じて金融機関と対話を行い、金融機関自身によるリスク管理態勢の高度化等を促し、金融システムの健全性強化に向けた取組みを行った。

II 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政方針に基づく金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

市場業務に関しては、家計の安定的な資産形成を促進するためには、金融機関等においても顧客本位の業務運営が行われることが重要である。すなわち、金融機関等が、当局に目を向けるのではなく、顧客と向き合い、各社横並びではない主体的で多様な創意工夫を通じて、顧客に各種の情報を判りやすく提供するなど、顧客の利益に適う金融商品・サービスを提供するためのベスト・プラクティスを不断に追及することが求められる。これを踏まえ、金融庁では、運用商品の販売状況について、銀行の営業店におけるヒアリングも含め実態の検証を行った。

また、フィデューシャリー・デューティーの実践に関し、英米にて実地調査を行い、日本における業務運営との比較分析を行った。

法令等遵守に関しては、平成28年10月に施行された改正「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行状況について、各業態に対する水平的レビューを実施した。

とりわけ重視したのは、同法で導入されたリスクベース・アプローチの運用状況である。リスクベース・アプローチとは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下、「AML/CFT」という。）に割くことが出来る資源に限りがある中、リスクの程度に応じて、投入する資源、講じるべき措置の内容を変化させ、最適化することにより、より効率的で実効的な対策を講じようとする手法である。そこで、各金融機関が自金融機関のリスクを適切に評価し、それに基づく各対策や、業務への活用がなされているかなどにつきモニタリングを行った。

(注) 上記のモニタリングの結果に関しては、平成29年10月25日に公表された「平成28事務年度金融レポート」を参照。

第4節 早期是正措置・社外流出制限措置について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨（資料8-4-1参照）

平成10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながるること、

などが期待される。

2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項等）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$\text{(注) 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット額}}$$

3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保すべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、同年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際統一基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格化を行った。

24年8月の省令等の改正で、国際統一基準行に対して25年3月31日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル3）を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等Tier1比率」及び「Tier1比率」を追加した（同年3月31日施行）。

	自己資本比率		措 置 の 内 容
	国際統一基準行	国内基準行	
第1区分	【普通株式等Tier1比率】 : 4.5%未満2.25%以上 【Tier1比率】 : 6%未満3%以上 【総自己資本比率】 : 8%未満4%以上	4%未満 2%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	【普通株式等Tier1比率】 : 2.25%未満1.13%以上 【Tier1比率】 : 3%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 : 4%未満2%以上	2%未満 1%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分 の2	【普通株式等Tier1比率】 : 1.13%未満0%以上 【Tier1比率】 : 1.5%未満0%以上 【総自己資本比率】 : 2%未満0%以上	1%未満 0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施

第3区分	【普通株式等 Tier1 比率】 : 0%未満 【Tier1 比率】 : 0%未満 【総自己資本比率】 : 0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止
------	---	------	--------------

(注) 普通株式等 Tier1 比率及び Tier1 比率については 25 年 3 月 31 日より段階的に適用し、27 年 3 月 31 日より完全実施。

4. 発動実績

28 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件
保険会社	1 件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

II 社外流出制限措置の概要及び運用

1. 社外流出制限措置の趣旨 (資料 8-4-2 参照)

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファ比率」が一定の水準を下回った場合、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである。

2. 発動基準

社外流出制限措置は、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（銀行法第26条第2項等）。

社外流出制限措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的に統一的なルールとして認められた「資本バッファ率」という基準を用いることとしている。

この資本バッファ率は、資本バッファ率に係る普通株式等Tier 1資本の額（普通株式等Tier 1資本の総額から最低所要自己資本比率を充足するのに必要な普通株式等Tier 1資本の額を除いた額）を分子として、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

（注）資本バッファ率＝

$$\frac{\text{資本バッファ率に係る 普通株式等 Tier 1 資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

3. 措置区分

社外流出制限措置の措置区分は、資本バッファ率の状況に応じて4段階定められている。

資本バッファ率の充実の状況に係る区分	資本バッファ率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファ率第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
資本バッファ率第2区分	1.875%未満	60%	
資本バッファ率第3区分	1.25%未満	80%	
資本バッファ率第4区分	0.625%未満	100%	
※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時に資本バッファ率第4区分にも該当する。			

	この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。
--	--

(注1) 上記の数値は、資本保全バッファ2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンター・シクリカル・バッファおよびG-SIBs/D-SIBsバッファは含んでいない。

(注2) 28年3月31日より段階的に適用し、31年3月31日より完全実施。

4. 発動実績

28事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

第5節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨（資料8-5-1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

II 行政処分の業態別発動状況（資料8-5-2参照）

28事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	0件	【0件】（注3）
② 協同組織金融機関	:	0件	【0件】
③ 政府系金融機関	:	1件	【0件】
④ 金融商品取引業者等	:	1184件	【582件】
⑤ 保険会社等	:	0件	【0件】
⑥ 貸金業者	:	0件	【0件】
⑦ 特定目的会社	:	0件	【0件】
⑧ 前払式支払手段発行者	:	0件	【0件】
⑨ 資金移動業者	:	0件	【0件】
⑩ 仮想通貨交換業者	:	0件	【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む。）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）、保険仲立人）、である。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

第6節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申し合わせにより設置された（19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

2. 企業活動からの暴力団排除

（1）暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

（2）金融庁では、19年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。25年12月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、26年6月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

（3）金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策

協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの協議会での検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：20年11月、普通預金規定等：21年9月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働を開始したほか、25年11月、会員各銀行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。

- (4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの連絡会や協議会での検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25年1月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年2月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (5) 生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、23年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24年1月に公表した。また、25年11月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年4月、7月に策定・公表した。また、同年11月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第7節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「金融行政方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（平成25年8月2日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。

29年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(29年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 銀行業務 ▪ 農林中央金庫業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 手続対象信託業務 ▪ 特定兼営業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生命保険業務 ▪ 外国生命保険業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 損害保険業務 ▪ 外国損害保険業務 ▪ 特定損害保険業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 損害保険業務 ▪ 外国損害保険業務 ▪ 特定損害保険業務 ▪ 保険仲立人保険募集
22. 9. 15 (22. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 少額短期保険業務
22. 9. 15 (22. 10. 1)	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 貸金業務
23. 2. 15 (23. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 特定第一種金融商品取引業務